

奈良県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

### 奈良県教育委員会規則第八号

奈良県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会聴聞手続規則（平成六年十月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三項中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。